

ガス小売供給約款（当社導管エリア以外） 新旧対照表

東日本ガス株式会社 ガス小売供給約款（当社導管エリア以外）（現 行）	備考	東日本ガス株式会社 ガス小売供給約款（当社導管エリア以外）（新 規）
<p>（第 30 条）</p> <p>3 0 供給停止</p> <p>当社は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に 15 日間程度及び 5 日間程度（17(3)に規定する休日を含みます。）の日数をおいて、予告いたします。</p> <p>① 支払義務発生日（17(4)の規定が適用される場合は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日）の翌日から起算して 30 日（支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目が休日の場合は、その直後の休日でない日）を経過してもなお料金のお支払いがない場合</p> <p>② 当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合</p> <p>③ この小売約款等に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合</p> <p>④ 38 各号にかかげる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合</p> <p>⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合</p> <p>⑥ お客さまが 3 (10) の境界線内の当該一般ガス導管事業者のガス工作物を故意に損傷し又は失わせて、重大な損害を与えた場合</p> <p>⑦ 35(5) 及び 36(4) の規定に違反した場合</p> <p>⑧ その他この小売約款等に違反し、その旨を警告しても改めない場合</p> <p>（第 31 条）</p> <p>3 1 供給停止の解除</p> <p>(1) 30 の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号にかか</p>	<p>変更</p> <p>追加</p>	<p>（第 30 条）</p> <p>3 0 供給停止</p> <p>(1) 当社は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に 15 日間程度及び 5 日間程度（17(3)に規定する休日を含みます。）の日数をおいて、予告いたします。</p> <p>① 支払義務発生日（17(4)の規定が適用される場合は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日）の翌日から起算して 30 日（支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目が休日の場合は、その直後の休日でない日）を経過してもなお料金のお支払いがない場合</p> <p>② 当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合</p> <p>③ この小売約款等に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合</p> <p>④ 38 各号にかかげる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合</p> <p>⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合</p> <p>⑥ お客さまが 3 (10) の境界線内の当該一般ガス導管事業者のガス工作物を故意に損傷し又は失わせて、重大な損害を与えた場合</p> <p>⑦ 35(5) 及び 36(4) の規定に違反した場合</p> <p>⑧ その他この小売約款等に違反し、その旨を警告しても改めない場合</p> <p>(2) 30(1)①、② の規定により供給を停止した場合、当社は、作業費を、お客さまにご負担いただきます。</p> <p>（第 31 条）</p> <p>3 1 供給停止の解除</p> <p>(1) 30 の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号にかか</p>

ガス小売供給約款（当社導管エリア以外） 新旧対照表

東日本ガス株式会社 ガス小売供給約款（当社導管エリア以外）（現 行）	備考	東日本ガス株式会社 ガス小売供給約款（当社導管エリア以外）（新 規）
<p>げる事由に該当することを当社が確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。</p> <p>① 30①の規定により供給を停止したときは、支払い義務が発生したすべての料金を支払われた場合</p> <p>② 30②の規定により供給を停止したときは、当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれの契約で定める支払い義務が発生したすべての料金を支払われた場合</p> <p>③ 30③、④、⑤、⑥、⑦又は⑧の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合</p> <p>(2) 当社は、供給の再開は原則として9時から17時の間に速やかに行います。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>	<p>げる事由に該当することを当社が確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。</p> <p>① 30(1)①の規定により供給を停止したときは、支払い義務が発生したすべての料金を支払われた場合</p> <p>② 30(1)②の規定により供給を停止したときは、当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれの契約で定める支払い義務が発生したすべての料金を支払われた場合</p> <p>③ 30(1)③、④、⑤、⑥、⑦又は⑧の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合</p> <p>(2) 当社は、供給の再開は原則として9時から17時の間に速やかに行います。</p>